

オリンピック禁煙特集総集編

既得権益 VS 近未来の常識

加藤一晴

政令市浜松の健康政策を支援する会・代表理事

はじめに

【竹やりでB29と闘う】

これまで難攻不落だった我が国の喫煙対策は、東京オリンピック開催をキッカケに、世界中の国々と比較され、国民も危機感を持つようになりました。

このようなビッグイベントでは、公衆衛生部門で感染症対策や上下水道などのインフラ整備を飛躍的に推進しますが、喫煙対策は、対象が「心根のふらちな集団」であり、背後に潤沢な資金を擁する勢力なので、なかなか上手く行きませんでした。実際には、竹やりでB29と闘うこ

とを強いられて来たのです。利権追及の「心根のふらちな集団」は、自らは安全地帯にしながら、興味本位で対岸の火事を眺めています。

タバコの歴史
【存在と普及の違い】

起源は紀元前5000〜3000年ごろ、南米のアンデス山脈（マヤ文明）で栽培された記載があります。しかし、当時は祭事のお祝いやおまじないの意味合いで、単なる「存在」に過ぎません。15世紀にアメリカ大陸からヨーロッパに広まりました。この「起源・存在」から「普及」までの永き空白期間を、十分な史実に

基ついて説明できる人はいるのでしょうか。

我が国にタバコが伝わったのは鉄砲伝来の頃で、実際に江戸中期にはタバコの値下がりと共に庶民への喫煙習慣も「普及」しました。つまり、日本人の喫煙の歴史は、300年程度しかないのです。

明治政府が日清戦争・日露戦争の戦費調達のために専売制を敷いてから、国民喫煙率は上昇し、タバコ税収も増えました。経済至上主義から脱却できない「心根のふらちな集団」が、しめしめとほくそ笑んでいたのは容易に想像できます。

禁制品と生活必需品

国家税収は2兆円。しかし、タバコによる社会的損失は、総損失2兆円超（喫煙者医療費1兆2600億円）と報告されています。これまでに国民生活に最も影響のあるマスコミは、タバコ問題を回避して来ましたが、タバコを取り巻く環境が、海外では禁制品に向かっているのに対し、日本では、いまだに担税力の高い生活必需品なのです。

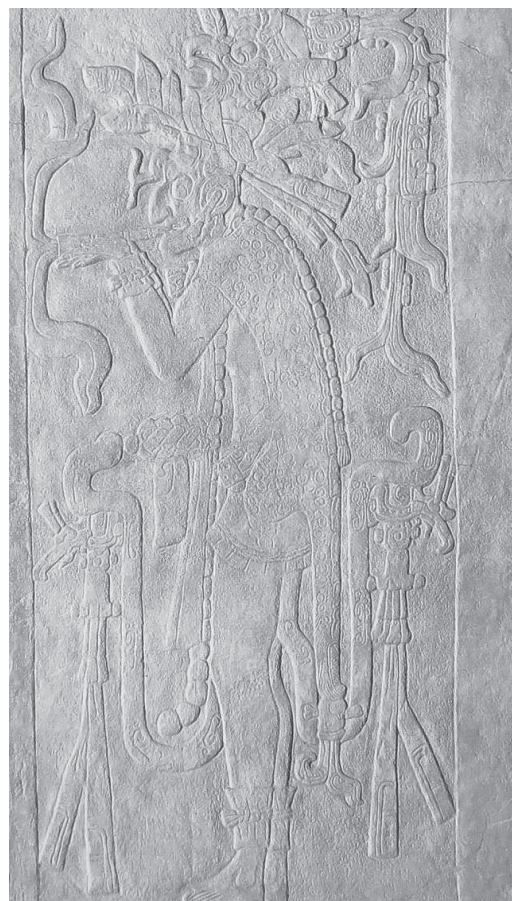
いったん生活必需品になれば、存続させるために様々な利権・既得権益が生じ、「心根のふらちな集団」がありとあらゆる手段を講じて暗躍します。その結果、ほとんどの政治家が党議拘束を恐れ、党利党略に寄り添い、タバコ問題を回避したがるテーマになっています。

紀元前にアレクサンダー大王が「ゴルディアスの結び目」を解くに当たってやって見せたように、世間にある諸々の複雑に絡まった「しがらみ」や「利権」は、（剣力）で断ち切るしか無いのですが、現状では、

毅然としたスタンを示す政治家の存在は僅かです。

わが国の悲惨・悲痛な現状

加熱式タバコは米国では販売されておらず、タイ国では所持していると逮捕されます。FDA（米国食品薬品局）が加熱式タバコの販売許可をしていないからなのですが、我が国の現状は真逆です。例えば週刊誌の見開きには、堂々と加熱式タバコが掲載され、コンビニでは堂々と店



マヤ文明のバレンケ遺跡「十字架の神殿」に刻まれたエル・フマドール（神）がタバコを吸うという壁画。

頭販売（警告コードは紙巻きタバコと同じ）されています。

かつて葉タバコ耕作者は20万軒以上ありましたが、現在は5000軒を切っています。財務省は葉タバコ耕作開始時に全品買収を確約しています。

タバコ小売店も激減しています。が、自民党タバコ議連は多大な影響力を有し、タバコ小売店・葉タバコ耕作者・飲食店組合を傘下に収め、選挙では強大な影響力を持つていました。いったんタバコ価格値上げ

	改正健康増進法 (2018年7月18日成立)	東京都受動喫煙防止条例 (2018年6月27日成立)
幼稚園、小・中・高校、 大学、病院、行政機関	敷地内禁煙 (屋外喫煙所の設置は可)	敷地内禁煙(幼稚園・保育所、 小・中・高校は屋外喫煙所の設置も不可)
大規模の飲食店 (チェーン店など)	資本金＞5,000万円の飲食店、 客席面積＞100㎡の飲食、 また新規に開業する飲食店は 屋内禁煙(喫煙室の設置可)	従業員がいる飲食店は例外なく 屋内禁煙(喫煙室の設置可)
小規模の飲食店 (個人経営店など)	資本金≤5,000万円かつ 客席面積≤100㎡の既存店は 標識を掲示すれば喫煙可 (期限つきの経過措置)	従業員がいない飲食店のみ (同居中の家族だけで営業する店) 標識を掲示すれば喫煙可
飲食店内での 加熱式たばこの扱い	「当分の間(期限は未定)」の経過措置として 加熱式たばこ専用の喫煙室内ならば飲食しながらも使用可	
その他の施設 (オフィス、ホテルなど)	原則屋内禁煙(喫煙室の設置可)	
未成年者の保護規定	喫煙スペースへの立ち入り禁止	
罰則(行政処分)	管理者：50万円以下の過料 喫煙者：30万円以下の過料	管理者：5万円以下の過料 喫煙者：3万円以下の過料 (加熱式たばこには罰則適用せず)

厚生労働省公式サイト、東京都公式サイト参考

政府・厚生労働省と東京都の受動喫煙防止内容の比較

上記の表で見ると目立つ違いといえば、「大規模の飲食店」「小規模飲食店」における屋内禁煙の条件である。「標識を掲示すれば喫煙可」としながらも、東京都の場合は店舗の大小にかかわらず屋内禁煙としている。その他では「罰則」における金額である。政府・厚生労働省の「罰則」は東京の10倍になっていることだ。

平成29年5月	厚生労働省研究班が受動喫煙被害者の病氣治療費が3000億円超と発表。
平成29年6月	塩崎厚生労働相は、受動喫煙防止対策法案の国会提出を断念。
平成29年10月	東京都の「子どもを受動喫煙かせら守る」条例が成立。
平成29年12月	福岡市役所が職員に勤務中の全面禁煙を通知。
平成30年1月	静岡県庁が「加熱「電子」を含め本庁舎内全面禁煙発表。
平成30年2月	東京都が議会棟の全面禁煙発表。
平成30年3月	東京都医師会(尾崎治夫会長)は、受動喫煙防止条例の強化を求め署名活動を開始。
平成30年6月	東京都で受動喫煙防止条例が成立。
平成30年9月	千葉市で受動喫煙防止条例が成立。
平成30年10月	静岡県で受動喫煙防止条例を可決。
平成30年12月	山形県で受動喫煙防止条例が成立。
平成31年1月	大阪府が受動喫煙防止条例案を2月議会に提出準備。

子どもに無煙環境を推進協議会ホームページ・「受動喫煙防止&タバコ対策の報道・動きの紹介」より抜粋。

が決定しそうになると、反対団体は徒党を組んで、「タバコ耕作者は如何なる……」「愛煙家の権利を奪うな……」「社会保障費が大変だ……」「飲食店経営が窮地に追い込まれる……」などの論調が湧き上がり、マスコミも同調しますが、これは喫煙の真実・現実が伝えられていない時代の産物と言えるでしょう。

タバコ産業が自ら、高価な国産葉タバコ耕作者を切り捨て、廉価な外国産葉タバコを仕入れていることは、ほとんど知らされていません。歴代の代議士喫煙率は高く、押しなべて喫煙関連疾患で命を落としていても、「先人から学ばない」「喫煙欲求には勝てない」「体制保持に終始する」のは、あまりにもお粗末です。

本質はニコチン依存症Ⅱタバコ中毒

全部とは言えませんが、喫煙者は基本的にドーパミン・アセチルコリン(脳内快楽物質)上昇・下降で高揚感を得られたり、感情を高ぶらせ

たりします。それが証拠に、タクシ―乗務員が禁煙すると運転が大人しくなります。

新幹線に乗車する際、喫煙者の多くは禁煙車両を選び、喫煙スペースで一服します。仮に喫煙車両に乗車した場合、他人のタバコ煙に燻されるのがたまらなく嫌だからです。そういう大人に限って、飲食店禁煙化に頑強に反対するものです。

深層心理は「他人のタバコ煙は耐えられないが、俺のタバコ煙くらいは我慢せよ！」であり、接客業の健康問題など黙殺します。これが依存症者の身勝手さ・社会性の無さ・人間性の低さのかも知れません。

東京オリンピック開催は通過点

オリンピック開催が決定してから厚生労働大臣は3回変わりましたが、これから先も不透明です。WHO(国際保健機関)主導のFCTC(タバコ規制枠組み条約)は、「第8章タバコ煙の暴露からの保護」を謳っています。これは「吸う人も吸わ

「東京を禁煙都市にする国民運動リレー情報」連載開始は、平成27年10月号だった。連載意図は、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックで、受動喫煙防止条例施行を可能にする社会環境づくりにあった。執筆頂いた皆様に感謝し、受動喫煙問題に関する3年4カ月間の主な出来事を紹介する。

平成27年11月	厚生労働省が原則屋内禁煙とする受動喫煙防止対策案を提示。
平成28年1月	政府、受動喫煙防止対策強化チームを結成。
平成28年11月	松沢茂文参議院議員が「東京五連はスモークフリーで健康レガシーをつくろう」提唱。
平成28年12月	自民党部会で受動喫煙防止対策は非現実的と反対。
平成29年1月	安倍首相は施政方針で「受動喫煙対策の徹底を進める」と演説。
平成29年1月	日本禁煙学会(作田学理事長)は、日本特派員協会で東京五輪に向け受動喫煙防止対策の徹底をアピール。
平成29年2月	自民党内で「東京だけでやればいい」と受動喫煙防止対策反対論が噴出。
平成29年3月	小池都知事が受動喫煙対策の準備加速を表明。



人通りが多い東京・渋谷の有名デパート本店前の道路を挟んだ場所に喫煙場所がある。そばには銀行などもあって人の出入りが多いのだが、汚れた街の環境をそのままにしている。

健康寿命の真の延伸は喫煙対策が不可欠

「健康寿命の延伸」を目標に掲げている自治体には、喫煙率低下に伴い健康寿命が延伸した、滋賀県や浜松市の事例を教えてあげましょう。「喫煙対策」に踏み込まずして、「健康寿命の延伸」などあり得ません。ニコチンへの親和性の高い自治体のお題に乗ってはいけません。

健康増進法を改正しても・・・

公衆の集まる場所：8 種類

① 医療施設 ② 大学以外の学校 ③ 大学 ④ 行政機関
⑤ 事業所 ⑥ 飲食店 ⑦ バー ⑧ 公共交通機関

禁煙場所の数	国数	代表的な国
全 8 種類	55	イギリス・カナダ・ロシア・ブラジル 等
6-7 種類	23	ノルウェー・ハンガリー 等
3-5 種類	47	ポーランド・韓国 等
0-2 種類	61	日本・マレーシア 等

2018/7/18成立 2020/4/1施行

WHO report on the global tobacco epidemic 2017 より

公衆の集る場所での「禁煙場所の数」国際比較

日本は昨年7月に「改正健康増進法」を施行したが、ようやく禁煙場所の数としては「3-5種類」に1ランク上がったが、全8種類の国々からすれば禁煙場所の数としては少ない国に属するのが実際である。(WHO 2017年調査)

おわりに

従来は「愛煙家VS嫌煙家」と好き嫌いで語られてきましたが、本質は「ニコチンVSホモ・サピエンス」です。別の見方をすれば「既得権益VS近未来の常識」と表現することもできるでしょう。

すでに一部の行政や医療団体で

行政健康増進部門が、しぶしぶ議会への配慮（付度）から、時代錯誤な条例案でお茶を濁すのか、地域住民向けに不退転の覚悟と決意を示すのかは、各々の自治体の矜持（きようじ）によりまします。

男性喫煙率が80%を超える時代もありましたが、今では男女合わせて17・6%まで減少しています。喫煙率低下を目的に、国家的喫煙規制を敷いているアメリカ合衆国は17・1%と報告されていますが、情報操作されているわが国にしては大したものです。実際、成人の82%はタバコを贈答されても困惑することでしょう。

ない人もタバコ煙は避けなくては「いけない」ということです。しかし、何故か我が国の政治家は「世界最高レベルの分煙」を掲げ、厚労省案をねじ伏せましたが、直接IOC（国際オリンピック委員会）バツハ会長に伝える胆力はないでしょう。改正健康増進法でも、WHOの推奨するランクがひとつ上がっただけです。これではいけないと東京都が独自の受動喫煙防止条例を制定し、秋田県、山形県、埼玉県、千葉県、豊橋市、名古屋、大阪府・北海道その他が名乗りを上げるようになりました。国（政府）はオリンピック開催があるので、改正健康増進法で逃げ切れると考えましたが、広域自治体や政令指定都市が、施策に異議を唱え一斉に狼煙（のろし）を挙げたのです。これは明治維新の頃、中央政府の横暴に対し反旗を翻した地方の図式に似ています。世界水準から周回遅れにならないように、危機感を持つてゐるのです。maybe Think Globally, Act Locally といえるのではないでしょうか。

は、「規制する」ではなく、「救済する」に変革しています。「止められない言い訳」はあっても、「吸わなくてはならない理由」などありません。「貴重な納税者」と嘯（うそぶ）いていた喫煙者も、禁煙後に「貴重な納税者」だった人はいません。

この度、WHOは5段階の国別喫煙対策評価を出しましたが、改正健康増進法でも最低からワンランク上がっただけです。世界各国から「これで日本は本当の先進国なのか？」の疑義が上がっています。恐らく、多くの国民は「へーそうなんだ……やはり変えなくてはいけないね」と危機感を持つでしょう。事前に予知していながら、氷山にぶつかったタイタニック号の二の舞は避けたいです。

国民が喫煙対策に関心を寄せている今こそが、「心根のふらちな集団」を沈黙させる千載一遇の機会と言えます。そうして世界水準の受動喫煙対策を掲げ、達成に向けて声を挙げて行くことが大切です。その際、今回のオリンピック禁煙特集が参考になれば幸いです。